二　名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合（物価変動率が一を上回る場合を除く。）	物価変動率

第五十五条第一項ただし書中「次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める率」を「物価変動率が名目手取り賃金変動率（改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項に規定する名目手取り賃金変動率をいう。以下この条及び第百二十条において同じ。）を上回るときは、名目手取り賃金変動率」に改め、同項各号を削り、同条第二項ただし書中「次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める率」を「物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率」に改め、同項各号を削る。

第百二十条第一項ただし書中「次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める率」を「物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率」に改め、同項各号を削り、同条第二項ただし書中「次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める率」を「物価変動率又は名目手取り賃金変動率が一を下回る場合は、物価変動率（物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率）」に改め、同項各号を削る。

第百三十九条第二項中「国等（昭和六十年国共済改正法附則第三十一条第一項に規定する国等をいう。）」を「国」に改める。

第百四十九条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

（令和二年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令の一部改正）

第四条　令和二年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令（平成二十八年政令第百三十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

令和三年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令

本則中「令和二年度」を「令和三年度」に改め、本則の表中「一・二二三」を「一・二二二」に、「一・二三三」を「一・二三二」に、「一・二六〇」を「一・二五九」に、「一・二六六」を「一・二六五」に、「一・二七二」を「一・二七一」に、「一・二八二」を「一・二九三」を「一・二九二」に、「一・二九四」を「一・二九三」に改める。

（厚生年金保険法施行令の一部改正）

第五条　厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）の一部を次のように改正する。

第四条の二の二第五号中「国等（同項に規定する国等をいう。第四条の二の四第一項第七号において同じ。）」を「国」に改める。

第四条の二の四第一項第七号中「国等」を「国」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和三年四月一日から施行する。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法施行令（以下この条において「改正前国共済法施行令」という。）第二十五条の三第四項の規定により読み替えて準用する同条第一項及び第二項の規定により独立行政法人造幣局又は独立行政法人国立印刷局が当該職員である組合員が属する組合に払い込んだ金額と年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（次条において「令和二年改正法」という。）第十五条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下この条において「改正前国共済法」という。）第九十九条第四項各号の規定により独立行政法人造幣局又は独立行政法人国立印刷局が負担すべき金額との調整については、なお従前の例による。

2　改正前国共済法施行令第四十四条の五第四項の規定により読み替えて適用する改正前国共済法施行令第二十五条の三第四項の規定により読み替えて準用する同条第一項及び第二項の規定により独立行政法人国立病院機構が当該職員である組合員が属する組合に払い込んだ金額と第三条の規定による改正前の平成二十七年経過措置政令第百四十九条第一項の規定により読み替えて適用する改正前国共済法第百二十四条の三の規定により読み替えて適用する改正前国共済法第九十九条第四項各号の規定により独立行政法人国立病院機構が負担すべき金額との調整については、なお従前の例による。

3　改正前国共済法施行令附則第三十四条の二の三第三項の規定により独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構（以下この項において「管理・支援機構」という。）が日本郵政共済組合に払い込んだ金額と改正前国共済法附則第二十条の二第四項の規定により読み替えて適用する改正前国共済法第九十九条第四項（第一号を除く。）の規定により管理・支援機構が負担すべき金額との調整については、なお従前の例による。

（国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（次条において「改正前昭和六十一年経過措置政令」という。）第六十九条第四項の規定により読み替えて準用する同条第一項の規定により独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立病院機構又は独立行政法人簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構（以下この条及び次条において「独立行政法人造幣局等」という。）が当該職員である組合員が属する組合に払い込んだ金額と令和二年改正法附則第四十六条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。次条において「改正前昭和六十年改正法」という。）附則第三十一条第一項の規定により独立行政法人造幣局等が負担すべき金額との調整については、なお従前の例による。

（平成二十七年経過措置政令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第三条の規定による改正前の平成二十七年経過措置政令第百三十九条第二項の規定により準用する改正前昭和六十一年経過措置政令第六十九条第四項の規定により読み替えて準用する同条第一項の規定により独立行政法人造幣局等が当該職員である組合員が属する組合に払い込んだ金額と改正前昭和六十年改正法附則第三十一条第一項の規定により独立行政法人造幣局等が負担すべき金額との調整については、なお従前の例による。

（旧共済法による年金の額に関する経過措置）

第五条　令和三年三月以前の月分の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行令の一部改正）

第六条　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行令（平成十九年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「国家公務員共済組合法等」を「国家公務員共済組合法」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　菅　　義偉